

障害者災害救援基金（支援金）と

参考資料

石川県対策本部で実施する「義援金」のちがいについて

支援金と義援金のちがいは下記の通りです。

「支援金」「義援金」それぞれに特徴があります。

ちがいをよく理解して頂いた上で両方支援していただければと思います。

	救援基金（支援金）	義援金
被災地での救命・復旧活動	<u>使われる</u> 各機関・団体の判断で被災者支援や復旧活動に役立てられる	<u>使われない</u> 緊急支援や復興事業には使われない
公平な配分	<u>各機関・団体が使い道決定</u> 支援用途や収支報告によって透明性を確保	<u>被災者に公平に配分</u> 寄付金の100%が公平に配分される
被災地に届く時期	<u>すぐに届く</u> 被災地からのニーズに対して、各機関・団体の判断と責任において柔軟に使用することですぐに活用される	<u>時間がかかる</u> 被災者数などの正確な情報を把握した後に公平に分配されるので時間がかかる

◆聴覚障害者災害救援基金（支援金）

・全国から支援頂いた基金は、「支援金」として下記のような用途があります。

- ① 物資支援（被災地からの希望に合わせて購入）
- ② 人的支援（手話通訳・専門家等の派遣）
- ③ 被災者へ支援金お渡し
- ④ 被災地の救援対策本部の運営支援
- ⑤ 情報保障取り組み支援（省庁・国への要望）
- ⑥ 本部運営委員会費用（チラシ、会議など）

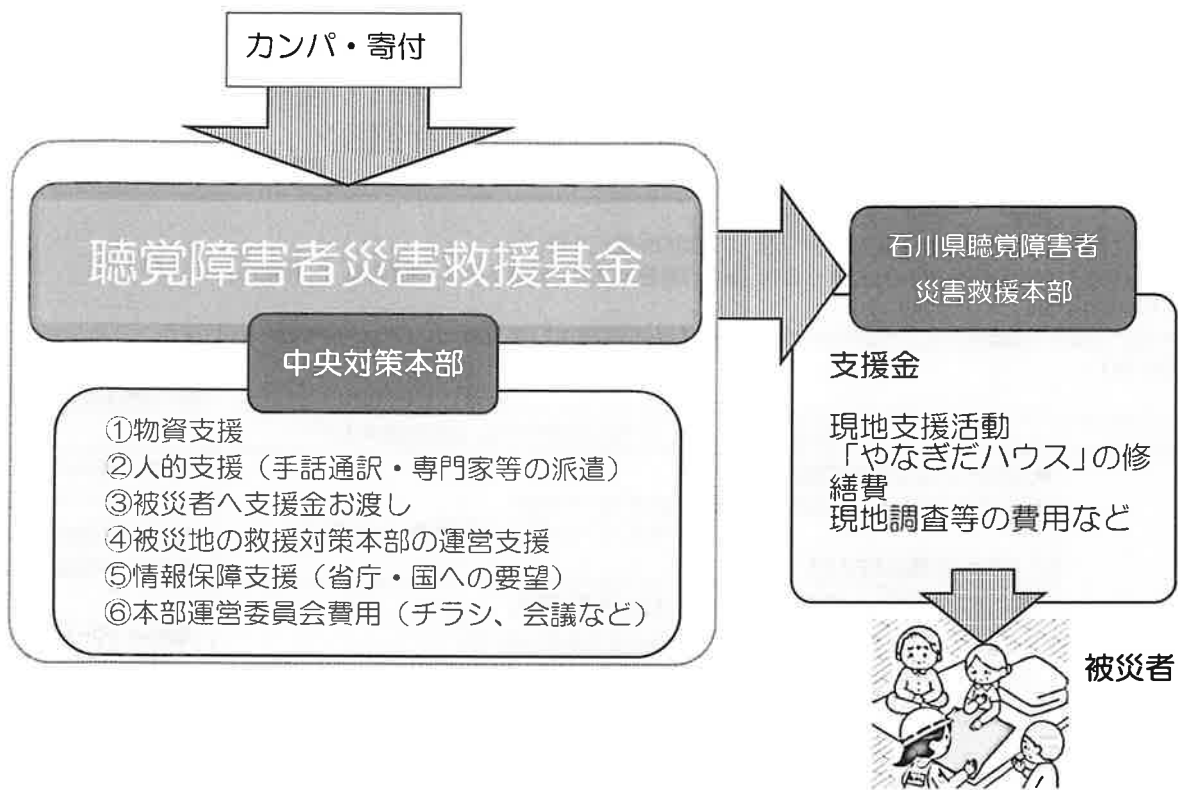
・被災者への直接支援は上記①②③の救命・復旧活動です。

④は、石川県聴覚障害者災害対策本部の支援活動を支えるものです。

具体的には、「やなぎだハウス」の修繕費、情報保障の実態調査や今後の長期にわたる支援計画のための実態調査等の費用があります。

⑤⑥は全国からの支援活動に関わる費用です。

いずれも被災地からのニーズに応じてすぐに柔軟に活用されるように対応していきます。



◆石川県対策本部で取り組む令和6年能登半島地震 義援金

- 「義援金」は、支援活動等には使われず、全額被災者に配分されます。
- 公平に配分するため、被災状況をきちんと把握したあと、配分委員会により被災状況に応じて公平に分配されるので、支払いまでに時間がかかります。
- 聴覚障害者災害救援基金の使途①～⑥のうち③と重なります。

